

令和3年8月11日からの大雨における住宅の応急修理実施要領

(令和3年8月20日策定)

(令和3年8月31日一部改正)

災害救助法(以下「法」という。)では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、令和3年8月11日からの大雨における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町は、武雄市、嬉野市、大町町である(令和3年8月12日適用)。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者(世帯)

当該災害により準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと

災害により準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることを見込まれる場合を対象とする。

(2) 資力等の要件

災害のため住家が準半壊、半壊若しくは半焼、中規模半壊の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者については、資力に関する申出書(様式第2号)を提出すること。

(3) 住宅の応急修理期間中の応急仮設住宅の利用について

半壊、中規模半壊及び大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあり、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者は、応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とする。ただし、入居期間は災害発生の日から原則6ヶ月(応急修理が完了した場合は速やかに退去)とする。

なお、申請にあたっては、修理業者から修理完了期間が発災から6ヶ月以内であることを示されていることを条件とする。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。(詳細は、別紙1「応急修理にかかる工事例」のとおり)

大雨の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。家電製品は対象外である。ただし、給湯器については対象となる。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

イ	口に掲げる世帯以外の世帯	595,000円
ロ	準半壊の損傷を受けた世帯	300,000円

(2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

なお、実施にあたっては、所有者の資力の有無・火災保険・共済等による保険金等の支払いの有無などを確認し、所有者が修理を行えないことを客観的に判断すること。

4 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町(以下、「県等」という。)は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは以下のとおり。

修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、県等の判断により、手続きを以下のとおり簡略化できるものとする。(数字は図1、2に対応)

通常の手続き	修理件数が著しく多数となる場合
<p>希望する被災者は、県等の窓口に応急修理申込書（様式第1号）を提出し、要件審査を受ける。なお、住家の被害が、準半壊、半壊又は中規模半壊の場合は資力に係る申出書（様式第2号）も併せて提出する。</p> <p>被害状況は、市町が発行する「り災証明」によるものだけでなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。</p>	<p>希望する被災者は、県等の窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。なお、住家の被害が、準半壊、半壊又は中規模半壊の場合は資力に係る申出書（様式第2号）も併せて提出する。</p> <p>被害状況は、市町が発行する「り災証明」によるものだけでなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。</p>
<p>県等は、申込書等の内容を確認し、応急修理の対象となる被災者に施工業者の紹介や修理見積書（様式第3号）を配布する。</p>	<p>県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の紹介や修理見積書（様式第3号）及び修理依頼書（様式第4号）を配布する。</p>
<p>被災者は、施工業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。</p>	<p>被災者は、施工業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行うとともに、修理依頼書を渡す。</p>
<p>施工業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて）県等の窓口に提出する。</p> <p>修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。施工業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。</p>	<p>施工業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて）県等の窓口に提出する。</p> <p>修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。施工業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。</p>
<p>県等は、修理見積書の内容を確認の上、施工業者に修理依頼書（様式第4号）により依頼する。</p>	<p>施工業者は、工事を実施し、工事完了後、工事写真等を添付の上、県等に工事完了報告書を提出する。</p> <p>工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。</p>
<p>施工業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。</p>	<p>応急修理に要した費用を県等に請求する。</p>
<p>施工業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、県等に工事完了報告書を提出する。</p> <p>工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること</p>	<p>県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。</p> <p>なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。</p>

	<p>応急修理に要した費用を県等に請求する。</p>		
	<p>県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。</p> <p>なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。</p>		

図1 通常の手続き (内閣府資料引用)

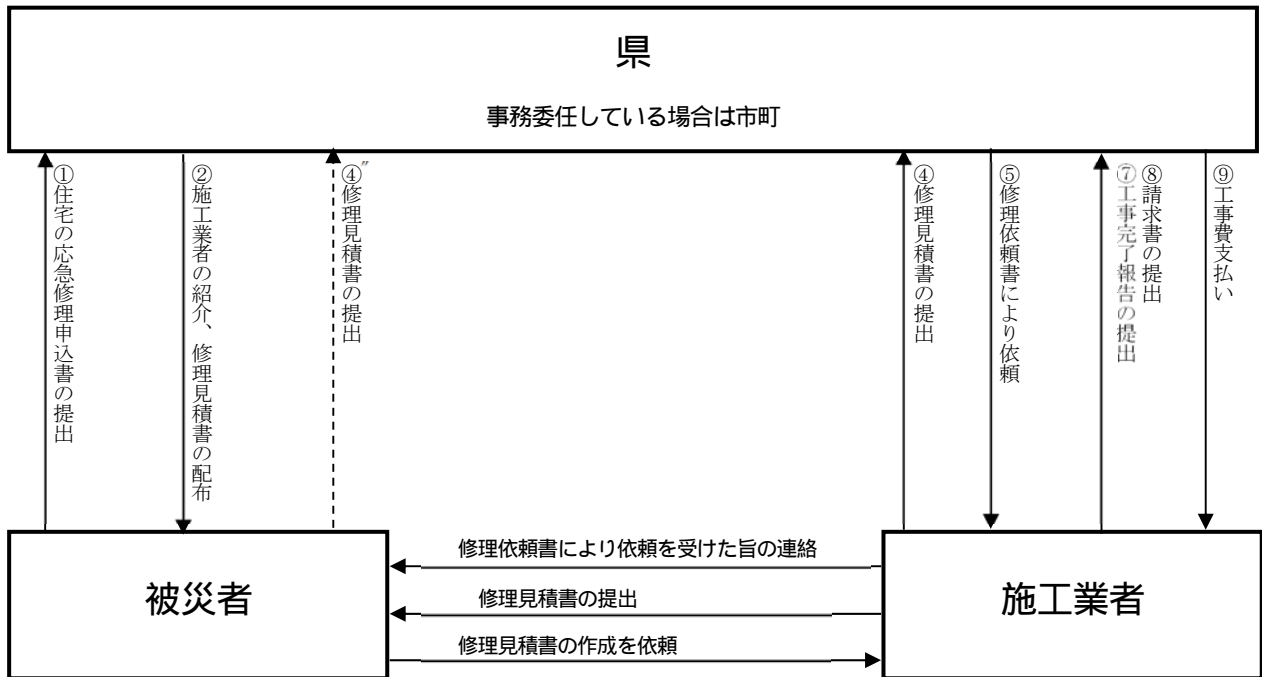
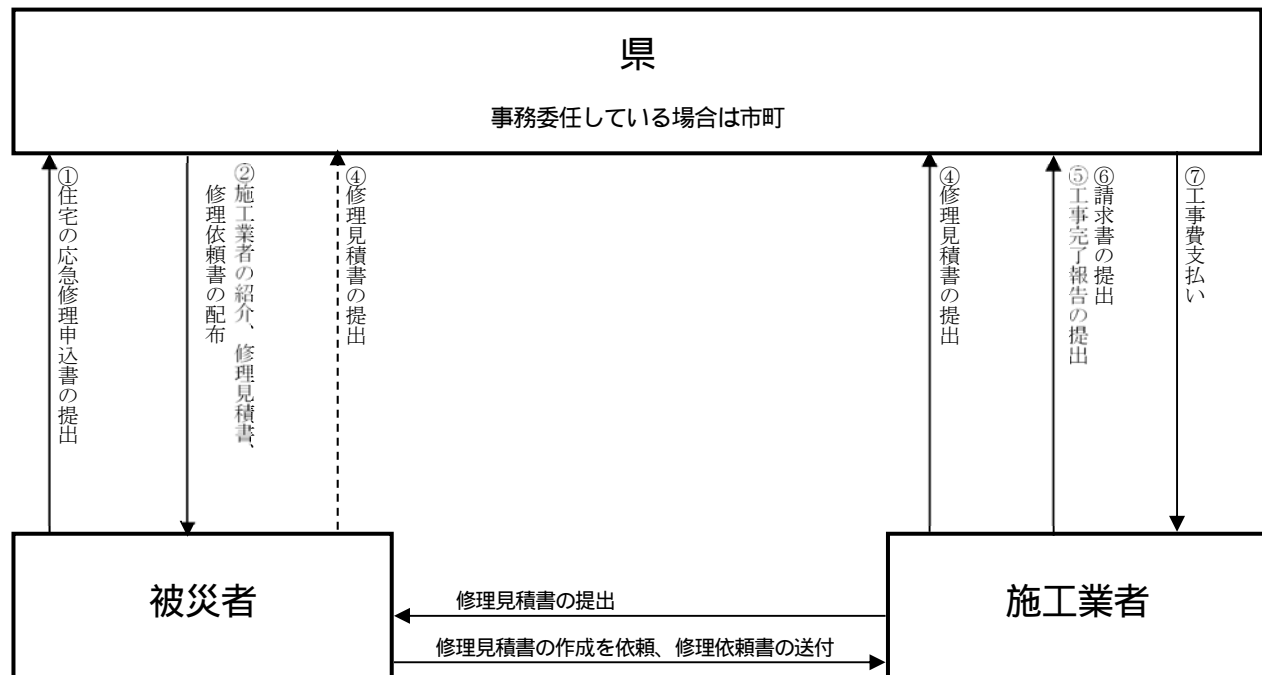


図2 修理件数が著しく多数となる場合の手続き (内閣府資料引用)



住宅の応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）

破損した柱梁等の構造部材の取替

壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）

壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）

壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）

壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）

壊れた給排気設備の取替

上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）

電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）

壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

大雨の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

（例） 壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）

壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）

割れたガラスの取り替え（従前のペアガラスからペアガラスへの取り替えも可）

×壊れていない便器の取り替え

×古くなった壁紙の貼り替え

×古くなった屋根葺き材の取り替え

内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合にのみ対象とする。

・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

（例）×畳や壁紙のみの補修

屋根の下地材が損傷し、雨漏りによって破損した床と畳の取り替え

修理の方法は代替措置でも可とする。

（例） 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
家電製品は対象外である。